

墓地等の経営許可等申請の流れについて

1. 必要な手続等

区分	内容	①事前協議	②標識の設置	③標識設置届	④許可申請	完了届
墓地	墓地の経営許可	○	○	○	○	○
	墓地の変更許可 (区域の拡張)	○	○	○	○	○
	墓地の変更許可 (区域の縮小)	×	×	×	○	○
納骨堂	納骨堂の経営許可	○	○	○	○	○
	納骨堂の変更許可	×	×	×	○	○
火葬場	火葬場の経営許可	○	○	○	○	○
	火葬場の変更許可	○	○	○	○	○
廃止許可		×	×	×	○	×

2. 申請までのながれ (墓地の区域の縮小、納骨堂の変更、廃止許可は①～③の手続は不要)

